

長浜市告示第100号

長浜市障害者訪問入浴サービス事業実施要綱等の一部を次のように改正する。

令和8年3月23日

長浜市長 浅見 宣義

(長浜市障害者訪問入浴サービス事業実施要綱の一部改正)

第1条 長浜市障害者訪問入浴サービス事業実施要綱(平成18年長浜市告示第86号)の一部を次のように改正する。

第7条第3項を削る。

第12条第1項ただし書を次のように改める。

ただし、生活保護法(昭和25年法律第144号)に基づく生活扶助を受けている世帯又は市民税非課税世帯(その世帯の認定は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令(平成18年政令第10号)第17条第4号及び児童福祉法施行令(昭和23年政令第74号)第24条第6号の規定の例による。)に属する利用者は、利用料の支払を要しないものとする。

様式第5号から様式第7号までを次のように改める。

様式第5号 削除

様

長浜市福祉事務所長

※この通知書は、黒色の電子公印を使用しています。

地域生活支援事業 利用変更決定（却下）通知書

先に申請のありました地域生活支援事業の利用変更について、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

受給者証 番号		支給決定障害者 (保護者)氏名	
変更年月日	年 月 日	支給決定に係る 児童氏名	
変更の 内容	変更前	利用者負担上限月額 円 適用期間	
	変更後	利用者負担上限月額 円 適用期間	

提出先

住所

提出期限

電話

教

示

1 審査請求について

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、長浜市長に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

2 取消訴訟についてこの処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁判があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、長浜市を被告として提起することができます。この場合、当該訴訟において長浜市を代表する者は、長浜市長です。

ただし、この処分があったことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁判があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁判の日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

問い合わせ先

様

長浜市福祉事務所長

※この通知書は、黒色の電子公印を使用しています。

地域生活支援事業 利用停止・廃止・取消決定通知書

下記のとおり、地域生活支援事業の利用について、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

受給者証 番号										支給決定者 (保護者)氏名	
支給(給付) 決定取消日										支給決定に係る 児童氏名	
取消理由											

返還先

住所

電話番号

教 示

1 審査請求について

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、長浜市長に対して審査請求をすることができます。

ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

2 取消訴訟について

この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁判があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、長浜市を被告として提起することができます。この場合、当該訴訟において長浜市を代表する者は、長浜市長です。

ただし、この処分があったことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁判があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁判の日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

問い合わせ先

(長浜市障害者等日中一時支援事業実施要綱の一部改正)

第2条 長浜市障害者等日中一時支援事業実施要綱(平成18年長浜市告示第434号)の一部を次のように改正する。

第6条第4項を削る。

第11条第1項中「別表第1」を「別表」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 利用者は、事業単価(加算額を含まない。)の100分の10に相当する額を利用料として事業者へ直接支払うものとする。ただし、生活保護法(昭和25年法律第144号)に基づく生活扶助を受けている世帯又は市民税非課税世帯(その世帯の認定は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令(平成18年政令第10号)第17条第4号及び児童福祉法施行令(昭和23年政令第74号)第24条第6号の規定の例による。)に属する利用者は、利用料の支払を要しないものとする。

第12条第2項を削る。

第13条第1項中「、障害者等日中一時支援事業実績記録票及び必要に応じ利用者から回収したサービス利用管理票」を「及び障害者等日中一時支援事業実績記録票」に改める。

別表第2を削り、別表第1を別表とする。

様式第4号を次のように改める。

様式第4号 削除

様式第6号及び様式第7号を次のように改める。

様

長浜市福祉事務所長

※この通知書は、黒色の電子公印を使用しています。

地域生活支援事業 利用変更決定（却下）通知書

先に申請のありました地域生活支援事業の利用変更について、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

受給者証 番号		支給決定障害者 (保護者)氏名	
変更年月日	年 月 日	支給決定に係る 児童氏名	
変更の 内容	変更前	利用者負担上限月額 円 適用期間	
	変更後	利用者負担上限月額 円 適用期間	

提出先

住所

提出期限

電話

教

示

1 審査請求について

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、長浜市長に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

2 取消訴訟についてこの処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁判があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、長浜市を被告として提起することができます。この場合、当該訴訟において長浜市を代表する者は、長浜市長です。

ただし、この処分があったことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁判があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁判の日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

問い合わせ先

様

長浜市福祉事務所長

※この通知書は、黒色の電子公印を使用しています。

地域生活支援事業 利用停止・廃止・取消決定通知書

下記のとおり、地域生活支援事業の利用について、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

受給者証番号		支給決定者 (保護者)氏名	
支給(給付) 決定取消日	年 月 日	支給決定に係る 児童氏名	
取消理由			

返還先

住所

電話番号

教 示

1 審査請求について

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、長浜市長に対して審査請求をすることができます。

ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

2 取消訴訟について

この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、長浜市を被告として提起することができます。この場合、当該訴訟において長浜市を代表する者は、長浜市長です。

ただし、この処分があったことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

問い合わせ先

(長浜市障害者等移動支援事業実施要綱の一部改正)

第3条 長浜市障害者等移動支援事業実施要綱(平成18年長浜市告示第435号)の一部を次のように改正する。

第6条第4項を削る。

第10条第1項第1号中「第5条」を「第4条」に改める。

第11条第1項中「別表第1」を「別表」に改め、同条第2項を次のように改める。

- 2 利用者は、事業単価(加算額を含む。)の100分の10に相当する額を利用料として事業者へ直接支払うものとする。ただし、生活保護法(昭和25年法律第144号)に基づく生活扶助を受けている世帯又は市民税非課税世帯(その世帯の認定は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令(平成18年政令第10号)第17条第4号及び児童福祉法施行令(昭和23年政令第74号)第24条第6号の規定の例による。)に属する利用者は、利用料の支払を要しないものとする。

第12条第2項を削る。

第13条第1項中「、障害者等移動支援事業実績記録票及び必要に応じ利用者から回収したサービス利用管理票」を「及び障害者等移動支援事業実績記録票」に改める。

別表第2を削り、別表第1を別表とする。

様式第4号から様式第6号までを次のように改める。

様式第4号 削除

様

長浜市福祉事務所長

※この通知書は、黒色の電子公印を使用しています。

地域生活支援事業 利用変更決定（却下）通知書

先に申請のありました地域生活支援事業の利用変更について、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

受給者証 番号		支給決定障害者 (保護者)氏名	
変更年月日	年 月 日	支給決定に係る 児童氏名	
変更の 内容	変更前	利用者負担上限月額 円 適用期間	
	変更後	利用者負担上限月額 円 適用期間	

提出先

住所

提出期限

電話

教

示

1 審査請求について

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、長浜市長に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

2 取消訴訟についてこの処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁判があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、長浜市を被告として提起することができます。この場合、当該訴訟において長浜市を代表する者は、長浜市長です。

ただし、この処分があったことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁判があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁判の日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

問い合わせ先

様

長浜市福祉事務所長

※この通知書は、黒色の電子公印を使用しています。

地域生活支援事業 利用停止・廃止・取消決定通知書

下記のとおり、地域生活支援事業の利用について、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

受給者証 番号										支給決定者 (保護者)氏名	
支給(給付) 決定取消日				年		月		日		支給決定に係る 児童氏名	
取消理由											

返還先

住所

電話番号

教 示

1 審査請求について

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、長浜市長に対して審査請求をすることができます。

ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

2 取消訴訟について

この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、長浜市を被告として提起することができます。この場合、当該訴訟において長浜市を代表する者は、長浜市長です。

ただし、この処分があったことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

問い合わせ先

(長浜市障害者日常生活用具給付等事業実施要綱の一部改正)

第4条 長浜市障害者日常生活用具給付等事業実施要綱（平成18年長浜市告示第462号）の一部を次のように改正する。

第5条第5項中「却下決定通知書」を「日常生活用具給付却下決定通知書」に改める。

第7条第2項中「前項に規定する額」を「自己負担額」に改め、同条第3項中「第1項に規定する額」を「自己負担額」に改める。

第13条第2項中「第7条」を「第7条第1項」に、「同条ただし書」を「同条第1項ただし書」に改める。

別表排泄管理支援用具の部紙おむつ等（紙おむつ、洗腸用具）の項中「申請日前6か月のうち3か月以上を」を「申請日時点において、」に改める。

様式第1号を次のように改める。

日常生活用具給付申請書

長浜市福祉事務所長 あて

申請者	住所			
	フリガナ氏名		対象者との続柄	
	電話番号			

下記のとおり、日常生活用具の給付等を申請します。

なお、世帯の所得情報を地方税法に基づく課税台帳等により確認されること及び調査のための申請家屋への立ち入りを承諾します。

記

対象者	フリガナ氏名		生年月日		年齢	歳
	住所				電話番号	
希望の種目						
希望業者						

(対象者の状況)

身体障害者手帳	番号 交付年月日	第 号	等級	
	障害名			
療育手帳	番号 交付年月日	第 号	障害程度	
精神障害者 保健福祉手帳	番号 交付年月日	第 号	等級	

様式第5号から様式第10号までを次のように改める。

様

長浜市福祉事務所長

日常生活用具給付決定通知書

標記の件につきまして、下記のとおり決定しましたので通知します。

対象者	住 所			
	フリガナ 氏 名			
	生年月日		電話	
保護者	フリガナ 氏 名			
	続 柄			
給 付 番 号	第 号	給付決定日	年 月 日	
決 定 内 容				
用具業者	名 称			
	所 在 地			
	電 話			
基 準 額	見 積 額	利用者負担額	公費負担額	
円	円	円	円	
月額負担上限額				
円				
教 示				
<p>1 審査請求について この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、長浜市長に対して審査請求をすることができます。 ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。</p> <p>2 取消訴訟について この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、長浜市を被告として提起することができます。この場合、当該訴訟において長浜市を代表する者は長浜市長です。 ただし、この処分があったことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日（1の審査請求をした場合は当該審査請求に対する裁決の日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。</p>				

問い合わせ先

日常生活用具給付券

給付番号				給付券 発行年月日	年 月 日	
氏名				生年月日	年 月 日	
住所						
保護者氏名				続柄		
用具の名称						
用具業者	名称					
	所在地					
	電話					
基準額		見積額		利用者負担額		公費負担額
円		円		円		円
月額負担上限額			円			
円						
券の有効期限	対象者が業者に提示する期限			業者の支払請求期限		
上記のとおり決定する。						
年 月 日						
長浜市福祉事務所長						
受領	受領 年月日	年 月 日		受領者 氏名	本人と の関係	

問い合わせ先

様

長浜市福祉事務所長

日常生活用具（住宅改修費）給付決定通知書

先に申請のありました日常生活用具（住宅改修費）について、下記のとおり決定しましたので、通知します。

対象者住所			
氏名カナ 対象者氏名			
支給番号		支給決定日	
改修する 住宅の住所			
住宅改修の内容			
業者	名称		
	所在地		
	電話		
費用総額		円	
給付を受ける者 又は扶養する者 が支払うべき額		円	公費負担額 円
教示事項		<p>1 審査請求について この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、長浜市長に対して審査請求をすることができます。 ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。</p> <p>2 取消訴訟について この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、長浜市を被告として提起することができます。この場合、当該訴訟において長浜市を代表する者は長浜市長です。 ただし、この処分があったことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日（1の審査請求をした場合は当該審査請求に対する裁決の日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。</p>	

問い合わせ先

日常生活用具（住宅改修費）給付券

支給番号		支給日	年 月 日
フリガナ氏名		生年月日	年 月 日
居住地			
保護者氏名		続柄	
改修する住宅の住所			
住宅改修の内容			
基準額	見積額	利用者負担額	公費負担額
円	円	円	円
月額負担上限額			
円			
業者	名称		
	所在地		
	電話		
改修工事の完了した日	給付を受けた者又は保護者より受領した額	受領業者及び年月日	
年 月 日		年 月 日	
住宅改修費 給付対象者氏名		検収者	職名 氏名
上記のとおり決定する。 年 月 日 長浜市福祉事務所長			
有効期間	受給者が業者に提示する期限	年 月 日	
	業者の公費支払請求期限	年 月 日	
その他 特記事項			

問い合わせ先

様

長浜市福祉事務所長

日常生活用具給付却下決定通知書

年 月 日に申請がありました日常生活用具の給付につきましては、下記の理由により却下することに決定しましたので通知します。

記

却下理由

教 示

1 審査請求について

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、長浜市長に対して審査請求をすることができます。

ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

2 取消訴訟について

この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、長浜市を被告として提起することができます。この場合、当該訴訟において長浜市を代表する者は長浜市長です。

ただし、この処分があったことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日（1の審査請求をした場合は当該審査請求に対する裁決の日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

問い合わせ先

第 年 月 日

様

長浜市福祉事務所長

日常生活用具給付委託通知書

日常生活用具の給付について、下記の通り貴殿（社）に委託することに決定しましたので、別紙日常生活用具給付券の記載により給付されるよう依頼します。

記

対象者	住 所			
	フリガナ氏名			
	生年月日		電話	
保護者	フリガナ氏名			
	続 柄			
給付番号	第 号	給付決定日	年 月 日	
決定内容				
用具業者	名 称			
	所 在 地			
	電 話			
基 準 額	見 積 額	利用者負担額	公費負担額	
円	円	円	円	
月額負担上限額				
円				

問い合わせ先

様式第12号を次のように改める。

日常生活用具給付費支払請求書兼委任状

年 月 日

長浜市福祉事務所長 あて

年 月 日付け第 号で給付決定を受けた日常生活用具の引渡しを受け、
次のとおり利用者負担額を支払いましたので、日常生活用具費の支払いを請求します。
なお、その受領の権限を下記の事業者に委任します。

日 常 生 活 用 具 価 格	円
利 用 者 負 担 額	円
日 常 生 活 用 具 費 請 求 額	円

年 月 日

請 求 者 兼 委 任 者 住 所 _____
(障害者又は障害児の保護者)
氏 名 _____

上記の受領の権限を受任しました。
なお、当該日常生活用具に係る利用者負担額については、委任者より支払を受けました。

年 月 日

住 所 _____
受 任 者 名 称 _____
(事 業 者)
代表者氏名 _____

様式第15号を次のように改める。

附 則
(施行期日)

1 この要綱は、令和8年3月23日から施行する。ただし、第4条中別表の改正規定は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現にある改正前の長浜市障害者訪問入浴サービス事業実施要綱、長浜市障害者等日中一時支援事業実施要綱、長浜市障害者等移動支援事業実施要綱及び長浜市障害者日常生活用具給付等事業実施要綱に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整を加えて使用することができる。